

○国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程

〔平成17年10月3日〕
規程第3号

最終改正 令和7年3月28日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第9条の規定に基づき、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(経営協議会の審議事項を除く。)
- (2) 中期計画に関する事項(経営協議会の審議事項を除く。)
- (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 経営協議会の外部委員についての意見に関する事項
- (10) 学生の懲戒に関する事項
- (11) その他本学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 副学長(副学長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)
- (4) 産業技術学部長、保健科学部長及び共生社会創成学部長
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長
- (6) 保健科学部附属東西医学統合医療センター長
- (7) 保健管理センター長
- (8) 産業技術学部学部長補佐、保健科学学部学部長補佐及び共生社会創成学部学部長補佐
- (9) 障害者高等教育研究支援センター副センター長
- (10) 各学科長、専攻長及び副学科長

- (11) 障害者高等教育研究支援センターの各部長
 - (12) その他学長が指名する教授 若干名
 - 2 評議会には、事務局長を列席させるものとする。
 - (任期)
- 第4条 前条第1項第11号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、評議員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - 3 欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (議長)
- 第5条 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 2 議長は、教育研究評議会を主宰する。
 - 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した理事又は副学長が職務を代行する。
 - (定足数)
- 第6条 評議会は、評議員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (開催)
- 第6条の2 評議会は、原則として毎月1回（8月を除く）定例により開催するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
 - (事務)
- 第7条 評議会に関する事務は、大学戦略課において処理する。
 - (その他)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行後最初の委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。